

富士機械製造株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：富士機械製造株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会
- (3) 業 種：
電子部品組立機（チップマウンター）、汎用組立機，工作機械，超高密度大気圧プラズマユニットの開発・製造・販売
- (4) 資 本 金：5,878百万円
従業員数：1,605名（単体）
※2014年3月31日現在
- (5) 社 是：誠心
- (6) 社 訓：

我々は需要家の信頼に応え、たゆまぬ研究開発に努め、最高の技術を提供する

(7) 会社沿革

1959年に高生産性の旋盤（工作機械）の開発製造メーカーとして設立された。工作機械で培った技術を活かし、1979年には、電子部品自動挿入機の事業を起こした。さらに、1981年に高速表面実装を可能としたチップマウンターの開発に成功した。このマウンター事業が現在80%以上の売上を占める事業へと成長発展した。

(8) コーポレートCI



(9) 本社（愛知県知立市）



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

R&D部門である開発センターに属し、知的財産部と称している。

(2) 構成及び人員

知的財産部は、主に特許を扱う知財課と、契約書及び輸出管理を担当する法務課で構成される。知財課の人員は8名である。全員、特許発掘、特許出願、権利化、さらに係争をカバーする特許技術を担当している。半数以上は、開発部門での設計開発の経験者である。社内公募により、知的財産部を志望してきた。なお、内2名は社内弁理士である。法務課は3名で、契約書のチェック、作成、さらに輸出管理を担当している。

(3) 沿 革

1995年に輸出管理と特許を扱う法務室が設立された。知的財産戦略の強化のため、2004年に知的財産部に改称され、現在に至っている。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

事業戦略、開発戦略、知財戦略の三位一体を基本方針としている。特に、開発部門とは密に連携している。また、製品の約90%は輸出していることもあり、最近では知財戦略のグローバル化にも力を入れている。

(2) 知的財産活動

開発部門の各課に所属し、特許発掘を行うリエゾン担当を中心に発明の創出を行っている。知財担当も、積極的に発明創出活動に参加し、

発明の捉え方などの助言を行っている。

発明者は発明届を提出するときに各自商用データベースを使い、公知例調査を行うことを義務付けている。

リエゾン担当、課長、部長を経て発明者から提出された発明届は、まず、知財課全員で1件1件レビューし、どのような発明が出されたのか、また、その発明届について知っている公知例などの情報を共有している。さらに、発明届は各知財担当に割り振られる。知財担当はその発明届について、さらに公知例調査を行い、見つかった公知例を検討し、取れそうな発明のポイントを見つけ出している。公知例調査には外部の調査機関を利用することもある。

公知例調査完了の後、開発部門の技術部長とその発明届の評価を行っている。取れそうな発明のポイントの事業性を検討し、出願の是非、出願国を決めている。

当社では、直接PCT出願も利用している。PCT出願の移行段階にも技術部長が参画し、サーチレポートの結果やその時点での技術動向を加味して、移行国を厳選している。なお、中国、欧州、米国については試行的に国内の代理人を介さずに現地の代理人に直接出願の依頼を行っている。また、明細書の英訳については、外部翻訳業者だけでなく、マニュアルなどの翻訳を担当している社内の翻訳部門のネイティブにも依頼している。ネイティブは、明細書を翻訳するだけでなく、外部の翻訳業者の翻訳について疑問がある場合は、知財担当のよき相談相手になってもらっている。まだ、試行し始めたばかりであるが、このフローが定着するよう努めている。

また、出願・登録・実施実績に対する報奨に

ついては、社長が発明者へ直接手渡ししている。対象者の数が増え、2年前からは、全員に手渡しすることはできなくなったが、出願や登録が、初めてや、5件、10件など節目を迎えた発明者には手渡ししてもらっている。併せて、役員やベテラン発明者などに訓話やスピーチもしてもらい、発明の高揚を図っている。

4. 今後の課題

明細書の品質向上や、知財担当のレベルアップは常に抱える課題である。当社は、直接外国出願を試行することにより、これらに取り組んでいる。

直接出願を通して、現地代理人と太いパイプが築かれつつある。年2回ほど現地代理人の訪問を受け、現地の法改正の情報についてのレクチャーを受けるとともに、知財担当が抱える日頃のプラクティスのQ&Aに応じてもらっている。英語でのコミュニケーションスキルには、まだ課題が残るが、それに怯むことなく知財担当にはチャレンジしてもらっている。

また、当社の出願が、グローバル化に対応した明細書になっていないことを痛感している。このため、明細書の英訳のチェックが多額の負担となっている。翻訳作業で修正するのではなく、日本語の明細書を作成する段階から、外国出願を見据えた明細書の造り込みが必要と考えている。このような課題に知的財産部だけでなく、国内の代理人を含む、社内外の関係者と取り組みながら、明細書の品質向上を目指すとともに、その過程を通して、知財担当のレベルアップを図っている。

(原稿受領日 2015年4月17日)